北海道立都市公園指定管理者候補者決定基準
（真駒内公園、野幌総合運動公園、宗谷ふれあい公園、ゆめの森公園、十勝エコロジーパーク、サンピラーパーク）

I.　申請資格等（申請の形式的要件）審査

（1）　申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しない者は、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

ア　法人その他の団体であること。（地方自治法第２４４条の２第３項）

イ　北海道内に事業所又は事務所を有すること。（団体を構成員とする連合体にあっては、全ての構成員が、道内に事業所又は事務所を有することを要件とする。）

ウ　道立施設の管理を目的として基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。

（2）　欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成１６年北海道規則第１２５号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第５条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立都市公園に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申請資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）を行う日とする。

〈指定手続条例施行規則第５条〉

（欠格事項）

第５条　知事は、条例第４条に規定する申請者が、次のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

（1）　当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない団体

（2）　当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア　公の施設の管理を行うに必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

（3）　破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人

（4）　次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人

ア　道の知事

イ　道議会の議員

（3） 負担金限度額超過等

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金（公募要項に示す道が指定期間内における道立都市公園の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金）収入の総額が記載されていない場合、又は負担金の限度額を超えている場合は、失格とする。

（4） その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 申請者が一の施設に対して複数の申請をしている場合

① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合

② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合

イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

② 記載事項に不備があるもの

ａ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの

ｂ 記載すべき事項の一部が記載されていないもの

ｃ 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

Ⅱ. 選定基準及び審査の項目

（1） 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年北海道条例第８９号。「以下「指定手続条例」という。）第４条第１号から第４号までに規定するもの及び同条第５号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

〈指定手続条例第４条〉
（選定）
第４条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（1）正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。
（2）業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
（3）業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
（4）収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
（5）前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準。

イ　施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第４条第５号の規定に基づき、道立都市公園の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

①　地域の実情を踏まえた効果的な管理運営が期待できること。

②　施設の特色・利用者ニーズを踏まえた自主事業の企画・運営による道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要の充足に資することが期待できること。

（2）　審査項目

指定手続条例施行規則第４条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ⑵の必須審査項目及びⅢ⑶の加点審査項目の２種類とする。

Ⅲ.　審査及び選定の方法

（1）　申請資格等審査

表１に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは失格とする。

（2）　必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表２に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは選定対象外とする。

（3）　加点項目審査

ア　審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表３に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法に従って審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定した。（つまり、ここで審査項目として定めた事項は道が申請者の創意工夫を期待しているものであり、配点を高く設定した審査項目については、より期待しているものである。）

イ　評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「北海道立都市公園加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表４（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位までを有効数値とする。

（4）　最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領（準則）第５条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

〈参考〉

指定管理者候補者決定までのフロー

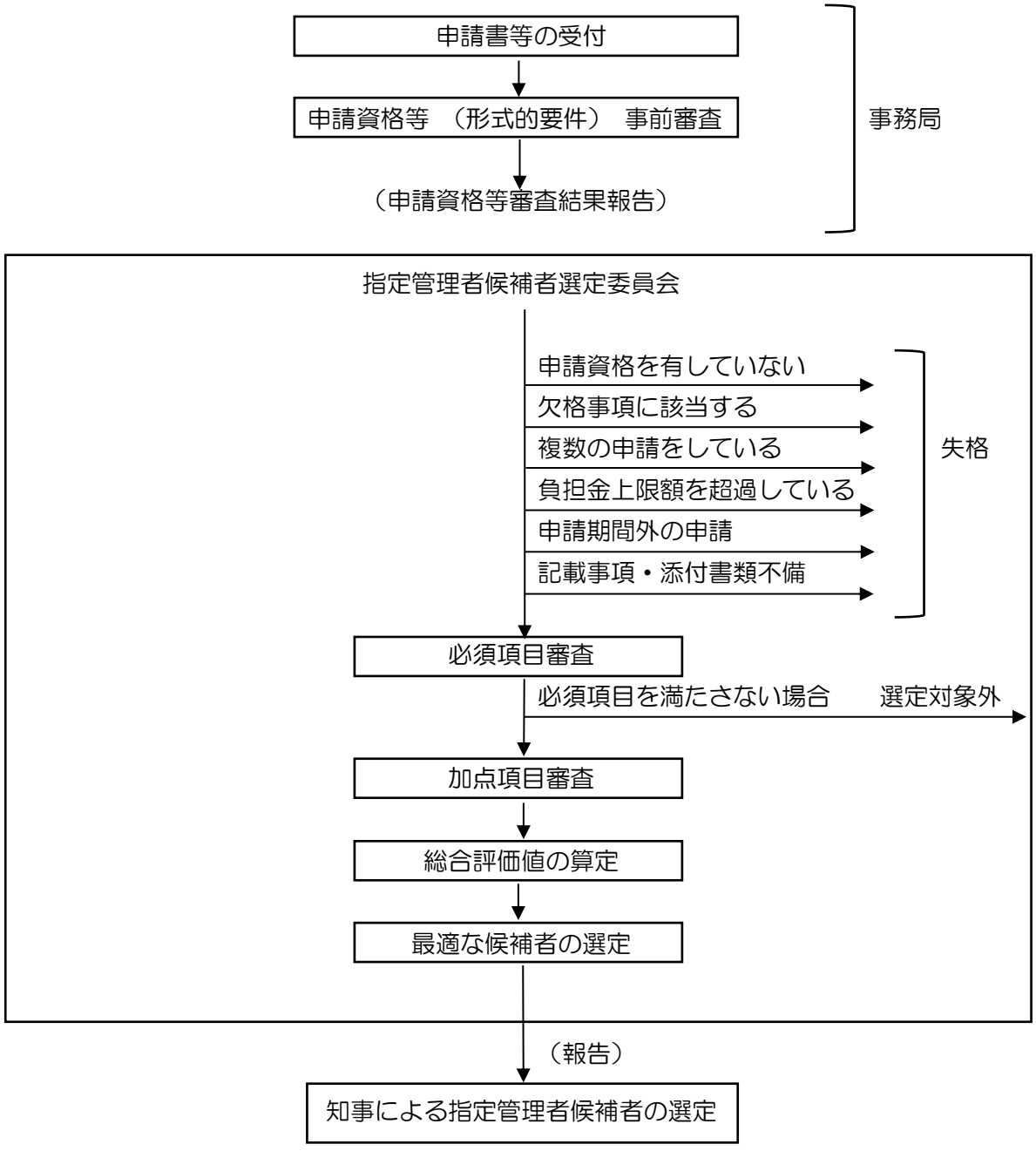

【表１】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申　請　資　格　等　審　査　項　目
①　申請資格を有していること ②　欠格事項に該当していないこと ③　複数の申請をしていないこと ④　収支計画書に記載された負担金の金額が、公募要項に記載した上限額以下であること※1 ⑤　申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先にて提出されていること ⑥　申請書類の記載事項に不備がないこと

	申　請　資　格		単体	ｺﾝｿｰｼｱﾑ
		説　明		構成員
ア	団体であること	法人であるかどうかは問わない	○	○
イ	北海道内に事業所又は事務所を有すること	本店や主たる営業所に限定しない	○	○ ※2
ウ	道立施設の管理を目的として資本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと	出資又は出捐金相当額を返戻している場合はこの限りではない	○	○

	欠　格　事　項	単体	ｺﾝｿｰｼｱﾑ 構成員
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体	○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ①　公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③　道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者	○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人	○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれに準ずる者の地位にある法人 ①　道の知事 ②　道議会の議員	○	○

※　利用料金制度を導入する施設の場合は、指定期間内における利用料金収入見込額の総額を控除した額とする。

※　コンソーシアムの場合は、申請資格のうち、事業所又は事務所に係る要件については、コンソーシアムの構成員全員が北海道内に事業所又は事務所を有していること。

【表 2】必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 項 目	適合状況 （主な審査資料）
① 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まない者であること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。	（業務計画書）
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a 関係法令及び条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。 【要求水準の充足】 b 業務の細則ごとに要求水準を充たしていることが確認できること。 c 利用者数等の見込みが、管理の目標に掲げる水準を充たしていること。 【安全確保等】 d 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること。 e 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること。 f 安全対策や危機管理に対する体制や具体的方策が検討されていること。 【樹木等管理計画】 g 樹木等管理業務に係る年間計画を作成していること。 【道全体として取り組むべき課題への対応 】 h 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の１～９に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること。 i ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること。	（業務計画書）
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。 【資産及び財務の状況】 b 過去１年間において著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと。	(業務計画書) (財務関係資料)

	c　道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 【法令遵守能力等】 d　団体の目的等が公序良俗に反しないものであること。 e　役員（法人でない団体にあっては、代表者）等に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者がいないこと。 f　団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）」第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第２条第６号の暴力団員に該当しないこと。 g　社会保険等の届出義務を履行していること。	(納税証明等) （定款、寄附行為、誓約書等） （誓約書等） （役員名簿、誓約書等） (社会保険等届出義務履行証明書等)
④　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当】 a　業務計画書の内容と整合が図られていること。 b　各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと。 c　年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。 d　維持管理コスト縮減の方策が示されていること。	(業務計画書及び収支計画書)
⑤　前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 ア　地域の実情を踏まえた、効果的な管理運営が期待できること。 イ　施設の特色・利用者ニーズを踏まえた企画運営による道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要の充足に資することが期待できること	【地域との連携】 a　運営面において地域（施設や組織、人材等）との連携に関する提案がなされていること。	(業務計画書)

※　申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

※　②h については、施設の状況に応じ１から９までの取組から適宜選択すること

【表 3】加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審　　査　　項　　目		配点
条例第四条関係（一号から四号）	1　正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。		（5 点）
		①　公園施設の利用にあたり、利用者の平等を確保できること。	5
	2　業務計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮させるものであること。		（30 点）
		①　利用促進の方策が明確で実効性があること。	5
		②　公園利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	5
		③　管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	5
		④　安全対策や危機管理に対する体制や具体的方策が明確かつ実効性のあるものであること。	5
		⑤　施設の環境や設備の改善等、施設の魅力向上に資する取組の提案があり、安定的な施設運営が期待できること。	5
		⑥　地域住民等との協働やボランティア育成による公園づくりが期待できること。	5
	3　業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。		（10 点）
		①　業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。	5
		②　業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。	5
	4　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。		（25 点）
		①　道が支払う管理費用の総額が安価であること。（客観評価項目）	20
		②　維持持管理コスト縮減の方策が適切であること。	5
第四条関係（五号）	5　施設の性質又は目的に応じた加点要素		（30 点）
		①　地域の実情を踏まえた効果的な管理運営が期待できること。	10
		②　施設の特色・利用者ニーズを踏まえた企画・誘致・運営により道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要の充足などに資すると期待できること。 【企画事業の例】スポーツ教室、自然観察、花づくり、その他利用促進に資するイベント	10
		③　社会経済情勢を踏まえるとともに、施設の性質や利用実態に応じた料金設定となっていること。	10
合　　計			100

【表 4】評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	○　提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、非常に的確である。 ○　提案内容が有効性、合理性の点で非常に優れている。 ○　提案内容が具体性、斬新性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	○　提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、的確である。 ○　提案内容が有効性、合理性の点で優れている。 ○　提案内容が具体性、斬新性の点で優れている。	B	配点×0.75
	○　提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、やや的確である。 ○　提案内容が有効性、合理性の点でやや優れている。 ○　提案内容が具体性、斬新性の点でやや優れている。	C	配点×0.50
	○　提案内容に当該評価項目についての理解・認識が認められる。 ○　提案内容に有効性、合理性が認められる。 ○　提案内容に具体性、斬新性が認められる。	D	配点×0.25
	○　当該評価項目についての理解・認識はあるが提案内容が加点水準まで達していない。 ○　提案内容に加点水準までの有効性、合理性が認められない。 ○　提案内容に加点水準までの具体性、斬新性が認められない。	E	配点×0.00
価格に対する評価（最低入札価格除算方式）	○　申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（５ケ年の総額））」が予定価格の範囲内で最低額の者を１位　とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、１位の価格（最低価格）との比率により算出する。 ＜算出例＞ 配点が２０点の場合 Ａグループ　：道が支払う管理費用総額　５０，０００千円（最低価格１番札） 得点→２０点×1.00＝２０点 Ｂグループ　：道が支払う管理費用総額　５５，６００千円（２番札） 得点→２０点×５０，０００千円／５５，６００千円 ＝１７．９８５点≒１７．９９点（小数点以下第３位四捨五入）		

加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、表４（評価方法）により評価を行う。

【評価事項の視点】

Ⅰ.　正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 ５点

（1） 公園施設の利用に当たり、利用者の平等を確保できること。　〔配点　５点〕

（評価事項）

〔有料施設のある公園〕

ａ　特定の個人、団体を優先するものとなっていないなど平等を確保するための具体的手法が盛り込まれている。

ｂ　施設の利用時間が、利用者のニーズを踏まえて柔軟に設定されている。

ｃ　公平性、合理性が図られ、利用しやすい料金設定となっている。

Ⅱ.　業務計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮させるものであること。　30 点

（1） 利用促進の方策が明確で実効性があること。　〔配点　５点〕

（評価事項）

〔有料施設のある公園〕

ａ　冬期間の利活用を含め、一年を通じた利用促進に繋がる有効な方策が提案されている。

ｂ　利用促進の方策が地域のニーズを踏まえ、かつ、利用状況の的確な分析に基づいたものとなっている。

ｃ　利用促進の方策に、楽しさ、面白さがあり実効性が期待できる。

ｄ　増収に繋がる提案がなされ、増収見込み額の算定が的確である。

ｅ　道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。

ｆ　利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などが予定（実施）されている。

（2）公園利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点　５点〕

（評価事項）

ａ　利用者の利便が図られる質の高いサービス提供が提案されている。

ｂ　提案されたサービス提供が利用者ニーズを的確に把握したものとなっている。

ｃ　インターネットを活用するなど充実した情報提供（施設内容、行事内容等）が期待できる。

ｄ　幼児、身障者、老人等への配慮に関する提案がなされている。

e　園内看板の外国語表示、園内放送など、外国人への配慮に関する提案がなされている。

（3） 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令、道の施策などと整合性が図られたものであること。　〔配点　５点〕

（評価事項）

a　管理運営の基本方針が都市公園の目的に合致しており（都市公園法第１条関係）、行為の禁止に対する具体的な方策が盛り込まれている（北海道立都市公園条例第５条関係）。

b　個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられており(個人情報の保護に関する法律)、防火管理者を定めるほか関係法令上、適切な措置が盛り込まれている（消防法など）。

（4） 安全対策や危機管理に対する体制や具体的方策が明確で実効性があること。

〔配点　５点〕

（評価事項）

a　保守・点検及び警備の実施等に関する計画が適切であり、事故、災害、犯罪等を未然に防止する方法が検討されている。

b　夜間や休日など２４時間の対応が可能な体制が確保されている。

c　道や関係機関への連絡が迅速に行われるよう伝達方法が確保されている。

d　緊急事態が発生した場合の措置方法について検討されている。

（5）施設の環境や設備の改善等、施設の魅力向上に資する取組の提案があり、安定的な施設運営が期待できること。

〔配点　５点〕

（評価事項）

a　提案の内容が施設の設置目的や特性を踏まえた具体的かつ実現可能なものである。

b　施設の安定的な運営に寄与する提案となっている。

（6） 地域住民等との協働やボランティア育成による公園づくりが期待できること。

〔配点　５点〕

（評価事項）

a　地域住民による花づくりや植樹など、公園への愛着を育む協働事業が提案されている。

b　利用者が楽しみながら環境に対する認識を深めることができるよう、住民参加型の公園づくりを推進する協働事業が提案されている。

c　公園を舞台にしたボランティア育成が具体的に提案されている。

d　地域住民や有識者等で構成する利用者協議会や地域活動等との連携が図られ公園の効果的な管理運営に利用者の意見を十分反映できる体制づくりが提案されている。

Ⅲ.　業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
10 点

（1）業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。　〔配点　5 点〕

（評価事項）

a　利用者の安全管理、充実したサービスを効果的に実施する上で信頼に足るスタッフ体制である。

b　定期的な研修等職員の資質向上のための教育が計画されている。

c　業務に関連する専門的な知識、経験や資格保有者を配置できる。

（2）業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。　〔配点　5 点〕

（評価事項）

a　団体の財務諸表等により業務を安定して行うための十分な資金力が確認できる。

b　直接、間接を問わず、レクリエーション施設（風俗営業法に規定するものは除く。）の管理運営実績(複数年)があり、業務の経験を生かすことが期待できる。

c　利用者が常に快適に利用できるよう、植物の適切な育成管理業務或いは植生施工の実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。

d　直接、間接を問わず、施設・設備等保守業務の実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことが期待できる。（施設・設備等の保守点検、警備、清掃など）

e　その他、業務処理を安定して行うための優れた知識・経験・ノウハウを有している。

注記）実績については、都市公園の管理業務や官公需に限らず、植物管理や施設管理など広く一般的に業務内容に類似性が認められるものを評価の対象とする。

Ⅳ.　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。　25 点

（1）　道が支払う管理費用の総額が安価であること。　〔配点　20 点〕

（評価事項）

道が支払う管理費用の額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額）が、より安価なものである。

（2）　維持管理コスト縮減の方策が適切であること。　〔配点　5 点〕

（評価事項）

a　光熱水費等の節約及び効率的な執行に関する提案がされている。

b　植物管理経費の効率的な執行に関する提案がなされている。

c　ボランティア活動等によって管理経費節減に繋がる提案がされている。

d　その他コスト縮減に繋がる有効な提案がされている。

V. 施設の性質又は目的に応じた加点要素　30 点

（1） 地域の実情を踏まえた、効果的な管理運営が期待できること。　〔配点　10 点〕

（評価事項）

a　環境育成型の広域レクリエーション施設として、地域の風土や特色を生かし、多様な住民ニーズの充足を図る公園づくりの提案である。

b　地元施設、隣接・内在する施設や組織・人材との連携、ネットワーク構築等により効果的な管理運営が期待できる。

c　公園の所在都市にとどまらず広域（道立都市公園圏域）の利用を促進する方策が盛り込まれている。

d　観光人口の拡大等、地域の活性化に結びつく方策が盛り込まれている。

e　その他運営面における地域との連携に関する優れた提案がされている。

（2） 施設の特色・利用者ニーズを踏まえた自主企画事業の企画・誘致・運営により道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要の充足などに資すると期待できること。

〔配点　10 点〕

（評価事項）

a　地域のニーズに沿った利用者にとって魅力あふれる事業提案がされている。

b　１年を通じ季節に応じた特色ある事業提案がされている。

c　地域で子育てをしている親の支援や子どもたちの健全育成、お年寄りの健康維持などに繋がる事業提案がされている。

d　施設や立地の特性を十分に生かした「食」・「遊び」などの事業提案がされている。

e　公園が、外国人観光を含め、地域の観光拠点となるような事業提案がされている。

f　「花を生かした観光」・「人と自然の共生社会創造」など、道の施策を後押しする事業提案がある。

g　地域や関係団体等との連携により事業実施に必要な人材（講師等）の確保が安定的に可能である。

h　利用者ニーズを踏まえた各種イベントの誘致に関する方策が盛り込まれている。

（3）社会経済情勢を踏まえるとともに、施設の性質や利用実態に応じた料金設定となっていること。

〔配点　10 点〕

（評価事項）

a　料金設定の考え方が明確である。

b　一般的な水準に照らして料金設定が妥当である。